

# 公益財団法人日本水泳連盟 認定 OWS 指導員規則

公益財団法人 日本水泳連盟

## 第一章 総 則

### 第 1 条 (目的)

この規則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）がオープンウォータースイミング（主に、海・川・湖などの自然環境下における水泳をさす；以下「OWS」という。）の普及と発展に努め、主に、海・川・湖などの自然環境下における水の事故防止に寄与する認定 OWS 指導員（以下「指導員」という。）に関する学科講習、実技試験、指導実習についての基準を定めるとともに、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

### 第 2 条 (指導員の資格)

この規則に定める「学科講習の受講」、「実技試験の合格」、「指導実習の参加」の 3 要件を満たしたうえで登録することにより、本連盟会長から資格が授与される。  
2. この資格を有する者は、本連盟への申請により承認を得て OWS 検定および OWS クリニックを（公財）日本水泳連盟の後援名義を使用して実施する事ができる。

### 第 3 条 (指導員の資質)

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、OWS 指導の知識及び技能の向上に努めなければならない。

### 第 4 条 (指導員の役割)

本連盟もしくは本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）あるいは、公共団体もしくはその機関等が主催又は主管する OWS 事業に協力するとともに、地域スポーツクラブやスポーツ教室等において基礎的かつ適切な OWS 指導にあたる。

## 第二章 学科講習、実技試験、指導実習

### 第 5 条(学科講習、実技試験、指導実習の科目および内容)

学科講習、実技試験、指導実習は、本連盟の定めた科目および内容に基づき、別表 1、2、3 に定める。

### 第 6 条 (受講、受験、参加の資格)

4 月 1 日現在、20 歳以上で本連盟の「公認基礎水泳指導員」、または公益財団法人日本体育協会の公認資格（水泳）を有する者および取得予定者とする。

### 第 7 条 (学科講習、実技試験、指導実習の発表)

学科講習、実技試験、指導実習の日程等については、本連盟の承認を得て発表する。

### 第 8 条 (学科講習、実技試験、指導実習の実施)

学科講習、実技試験、指導実習は本連盟 OWS 委員会（以下「OWS 委員会」という。）および指導員が実施する。

## 第9条（受講・受験・参加の出願および免除）

学科講習、実技試験、指導実習を受講・受験・参加しようとする者は、OWS委員会の指導に従って手続きを行う。なお、受講・受験・参加の免除については、別に定める免除規程に従って手続きをする。

## 第10条（受講・受験・参加の許可）

受講・受験・参加の許可は、OWS委員会が決定する。講習・受験・参加を許可された者は、所定の手続きを行わなければならない。

## 第11条（学科講習の履修、実技試験の合否判定基準、指導実習の履修）

学科講習の履修についてはOWS講習会に全て出席受講するものとし、実技試験の合否判定基準は別表2に定める。また、指導実習の履修については別表3に定める。学科講習、実技試験、指導実習の企画・運営・合否判定は、OWS委員会所属のOWS委員が行う。

## 第12条（受講・受験・参加の費用）

本連盟の定めによる。

## 第三章 登 録

### 第13条（登録申請）

合格者は、OWS委員会の指示に従って登録申請を行う。

### 第14条（資格証の交付）

登録された者には、本連盟会長から資格証が交付される。

### 第15条（資格の有効期限）

有効期限は、登録年度を含め4年間とし、4年目の3月31日までとする。

### 第16条（登録の更新及びその要件）

登録の更新は、4年毎にOWS委員会へ申請して行う。本連盟の「公認基礎水泳指導員」、または公益財団法人日本体育協会の公認資格（水泳）を有し、4年間の有効期限内に学科講習を受講し、別表4に定める指導実績の要件のいずれかを満たさなければならない。

### 第17条（資格証記載事項の変更）

資格証記載事項に変更がある場合は、所定の様式により、速やかに本連盟に届け出なければならない。

### 第18条（登録料等）

登録料、更新登録料及び資格証再交付手数料等は別に定める。

### 第19条（資格の喪失）

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録が抹消される。

- (1) 登録後、検定試験等における不正が判明した場合。
- (2) 登録の更新申請を怠った場合。
- (3) 指導員としての名誉を傷つけた場合。
- (4) 資格証記載事項変更届け出を登録の有効期限内に提出しなかった場合。
- (5) その他本連盟の規定等に違反し、指導員としてあるまじき言動があった場合。

●別表 1 (学科講習の科目および内容)

科目名	主な内容	集合講習	家庭学習(*)	合計
OWS 概論と競技規則	OWS の意義・特性・歴史、競技規則 (競技環境、用具、など)	1 時間	1.5 時間	2.5 時間
OWS 指導者と指導法	心得・任務、トレーニング法・レース対策 (レースの向き合い方、練習の組立、他)	1 時間	1 時間	2 時間
OWS のリスク管理	安全対策、医学的問題	1 時間	2 時間	3 時間
合計	3 科目	3 時間	4.5 時間	7.5 時間

(\*) 家庭学習については、レポートの提出とする。

●別表 2 (実技試験の種目、内容および判定基準)

\*本連盟 OWS 検定基準より抜粋

実技種目	内容および判定基準
基礎泳力	<p>★<b>1500m 自由形</b>(※注 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短水路 22 分 30 秒以内</li> <li>・長水路 23 分 00 秒以内</li> </ul> <p>★<b>400m 個人メドレー+両側呼吸クロール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完泳(※注 4)(※注 7)</li> </ul>
方向確認	<p>★<b>平泳ぎ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確実に視認できること (検定員がプールサイド前方で示す「ボード」に書かれた絵、文字などを読み取れること)</li> </ul> <p>★<b>顔あげクロール 3 種 25m</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 種 (※注 3) それぞれ 25m</li> <li>・確実に視認できること (同上)</li> </ul>
OWS 立ち泳ぎ・ 自己保全浮き	<p>★<b>5 分間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔を水面より上に出していること (耳朶が常に水面より出ていること)</li> <li>・<u>1 分間</u>は足の動きに頼りすぎず、体幹の浮力と手の動きを利用して、<u>3 分間</u>は足の動きも手の動きも使った立ち泳ぎで、最後の <u>1 分間</u>は肘を水面より上にあげて足のみを動かしての立ち泳ぎ (※水面に肘が浸かってしまっはいけない)</li> </ul>
緊急時対応技術と 応用技術	<p>★<b>背浮き 10 秒+エレメンタリーバックストローク 25m (※注 2)</b></p> <p>★<b>ブイ回り各種 (※注 4)</b></p> <p>★<b>伴泳技術 25m</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人にあわせた速度で顔あげ平泳ぎ (前方確認) とクロール (泳者確認)</li> </ul>

(注 2) エレメンタリーバックストローク：仰向けに浮き、両手、両足を同時に水中で動かして進む。着衣で水に落ちた場合、呼吸を確保でき、腕を上に出さないため、体力の消耗が比較的少なく進める。

(注 3) 顔あげクロール 3 種：①クロールを泳ぎながら前方確認後 1 度顔を水にもどして横方向で呼吸、②顔あげしながら前方で呼吸、③顔あげで前を見てそのまま横向きで呼吸

(注 4) 個人メドレーの中のクロールに両側呼吸を含める ①25m を得意な方で呼吸 → ②25m を右側呼吸のみ → ③25m を左側呼吸のみ → ④25m を 3 回～5 回に 1 回の呼吸で泳ぐ。

(注 6) ラバー水着不可

(注 7) 日本水泳連盟の競技規則に沿った泳法で完泳ができること

●別表 3 (指導実習の科目および内容)

科目名 (職務)	プールにて	海にて	合計
本連盟主催 OWS クリニック (講師アシスタント)	1回	2回 (中・上級者向け 1回、初心者向け 1回)	3回

●別表 4 (登録の更新要件：指導実績)

科目名 (職務)	内容
OWS クリニック (講師) および OWS 検定会の開催 (検定員)	OWS クリニックおよび OWS 検定会を開催 ※必ず (公財) 日本水泳連盟宛に開催の後援申請を行うこと
本連盟主催 OWS クリニック (講師)	プールや海で開催される本連盟主催の OWS クリニックに講師として参加

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改定する。
- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定する。
- 1 この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から一部改定する。